

経営形態の比較

区分	地方公営企業法		独立行政法人		指定管理者制度	民間譲渡	
	一部適用（現在）	全部適用	公務員型	非公務員型			
概要	◆地方公営企業として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である 公共福祉を増進するように運営するための制度		◆地方公共団体から独立した法人格を与えられて、地方公共団体が自ら行う必要はないが、 公共性の高い事務事業を効率的かつ効果的に推進させるための制度		◆ 公の施設の管理運営を包括的に 行わせるため、当該地方公共団体が議会の議決を経て、指定する法人・団体に期間を定めて委託する制度	◆ 経営を民間の医療法人等の民間法人・団体に移譲 する	
	◆ 地方公営企業法の財務規定等 など部の規定のみを適用	◆ 管理者を設置 することができ、設置した場合には、 職員の任免、給与等の身分の取扱い、予算原案の作成 などの権限が 地方公共団体の長（市長） より移譲される。	※公務員型は、その業務の停滞が住民の生活、地域社会、経済の安定に著しい支障、又はその業務運営における中立性及び公共性を特に確保する必要がある場合に地方公共団体が定款で定める				
基本的事項	開設者	◆地方公共団体		◆設立団体（複数の地方公共団体による設立も可）		◆地方公共団体	◆民間法人・団体
	運営責任者	◆地方公共団体の長	◆事業管理者	◆理事長		◆指定管理者	◆民間法人・団体の長
	病院管理者	◆地方公共団体の長が任命する者	◆事業管理者が任命する者	◆理事長が任命する者		◆指定管理者任命する者	◆民間法人・団体の長が任命する者
	診療科	◆ 条例等 で定める		◆ 定款 で定める		◆ 条例等 で定める	◆民間法人・団体の長が定める
	財産等	◆ 全ての財産が、地方公共団体に 帰属 ◆一定の資産の取得・売却は、議会の議決が必要		◆ 事業に必要な土地・建物、資本金を設立団体が 出資する ◆ 移行の際は、事業に関する権利・義務を 継承する ◆ 資産の取得や売却が 独自の判断で可能		◆ 土地・建物等基本的財産は、地方公共団体に 帰属 ◆ 機材等については、指定管理者に 帰属するものもある	◆ 土地・建物等基本的財産は、民間法人・団体に 譲与する方法と、 貸与 する方法がある
	設立団体（地方公共団体）の長の関与	◆地方公共団体の長が運営責任者であり、一般行政と同様	◆ 事業管理者に 一定程度独自の権限が付与されるが、事業運営は基本的な地方公共団体の方針に基づく	◆ 中期目標の策定、指示 ◆ 中期計画の許可、変更命令 ◆ 年度計画の届出 ◆ 業務実績評価（毎年度、中期目標期間）		◆ 指定管理者の指定 ◆ 毎年度終了後、事業報告書 を受理 ◆ 指定管理者が定める 利用料金の承認	◆ 一般の民間法人・団体と同じ ※ 移譲の際に、一定の条件等を 契約することは可能
議会の関与	◆ 地方公営企業の設置、予算の議決、決算の認定、料金に係る条例制定等 ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映される		◆ 地方独立行政法人の 設立 ◆ 定款の作成・変更 ◆ 中期目標の作成・変更 ◆ 中期計画の作成・変更（料金を含む） など ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映する ※毎年度の事業は、議会の議決等は必要なく、議会の関与は基本的な事項に留まる		◆ 指定の手続き、管理の基準、業務内容等の 条例制定 ◆ 指定に係る 議決 ◆ 利用料金の基準の 制定 ※上記の議決において関与がある	◆ 一般の民間法人・団体と同じ	
組織に関する事項	組織	◆ 条例で 設置及び 運営の基本を 定める ◆その他は長が規則等で定める	◆ 条例で 設置及び 運営の基本を 定める ◆その他は 事業管理者が 企業管理規程で定める	◆ 理事長、監事以外の内部組織は 理事長が定める		◆ 基本協定締結時に、組織体制に関する 計画書を 地方公共団体が 審査	◆ 民間法人・団体 が定める
	定数	◆ 条例で 定める ※一般行政組織と同様に定められ、医療現場の変化に応じた柔軟な対応は困難	※（定数以外は）制度上は独自に定めることができるが、地方公共団体の一組織であり、一定の制約は残る	◆ 職員の数を 設立団体に 毎年度報告 ※ 理事長権限で 必要な組織の設置が可能 ※ 職員総数の範囲内で、業務量に応じた柔軟な 人員配置が可能	◆ 理事長自らの裁量で 弾力的に 決定 ※ 理事長権限で 必要な組織の設置が可能 ※ 業務量に応じた柔軟な 人員配置が可能	◆ 指定管理者の 定めるところによる ※ 指定管理者の 裁量	◆ 民間法人・団体 が定める
	職員の任免	◆ 地方公共団体の長	◆ 事業管理者 ※制度上は、中長期的な視点に立った人事配置は可能であるが、人事管理の負担は大	◆ 理事長 ※ 中長期的な視点に 立った人事配置を行うことができ、病院事業に精通した人員の確保が可能となる（人事管理の負担は大）		◆ 指定管理者 ※ 指定管理者の 裁量	◆ 民間法人・団体の長
	職員の身分	◆ 地方公務員法 ※ 地方公務員法による 兼業禁止などの制約がある		◆ 地方公務員法 ※ 地方公務員法による 兼業禁止などの制約がある	◆ 非公務員（法人固有職員） ※一部（守秘義務等）を除き、地方公務員法による制約がない	◆ 非公務員（法人・団体の職員） ※ 地方公務員法の 制約を受けない。ただし、 守秘義務等は、 協定で課すことが可能	◆ 非公務員（法人・団体の職員）